

ライプニッツ係数とホフマン係数

<はじめに>

ライプニッツ係数とホフマン係数は高齢者では大きな違いはないが、若年者では相当の違いが生ずる(ホフマン係数>ライプニッツ係数)。

それでは若年者のあらゆる事案につきホフマン係数の使用を主張すべきかということそうではない。なぜなら、3庁(東京地裁、名古屋地裁、大阪地裁)においてはライプニッツ係数を使う実務が定着しているからである。

従って、ホフマン係数を使用すべきとの主張は3庁以外に提起する訴訟で検討することになる。

平成 22 年、若年者の死亡事案で横浜地裁に訴訟を提起した際、ホフマン係数の使用を主張したが、判決はライプニッツ係数を使用した(判決は確定)。しかし、理論的に考えてホフマン係数のほうに分があると私は考えている。以下は上記死亡事案における準備書面を整理し、ホフマン係数の使用を主張する場合、考え方のポイントを示したものである。

1 逸失利益の算定において中間利息を控除する理由

長期間に渡って発生する損害を各時期に発生したと損害額の名目額を合算して一時払いさせたのでは、被害者が本来得られない多額の金額を一時的に理由できるようになり、不公平な結果となるので、一時金を利用することによって、本来損害が現実化するまでの期間に得られるであろう運用利益分を控除するという考えに基づく。

2 実務の方式

現行実務では複利による利息計算の上、控除するライプニッツ方式と単利による利息計算の上、控除するホフマン方式がある。

中間利息を控除するにあたっての利率については、かつては近時の低金利時代が続く中で問題が提起されたこともあった。下級審では年利 5%未満とする判決が出されたことがあったが、最高裁は民事法定利率 5%によるとしている(最判平成 17 年 6 月 14 日)。

従って、現在は訴訟で利率を争うことはできず、ライブニッツ方式を争うことのみが可能である。

3 三庁共同提言

二つの中間利息控除方式について、従来、最高裁は「ライブニッツ方式及びホフマン方式のいずれも中間利息控除の算定方法として合理性を欠くものではない」(昭和 37 年 12 月 14 日)としていた。そのため中間利息控除方式は裁判所によって区々となっていた。

しかし、平成 11 年 11 月に東京地裁・大阪地裁・名古屋地裁が「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」(三庁共同提言)が発表され、その中で逸失利益の算定における中間利息の控除方式については、「特段の事情がない限り年 5 分の割合によるライブニッツ方式を採用する」とした。

この提言によって、全国的にライブニッツ方式が採用されることになった。

4 ホフマン方式を認めた裁判例

(1) 福岡高裁平成 17 年 8 月 9 日

利息に関して、民法は、その 404 条で法定利率を定める一方、これに続いて同法 405 条で利息の元本の組み入れ、すなわち法定重利(複利)を認める反面、そうでない場合には、利息については単利計算を原則とする旨を定めていると解するのが相当である。そうするとそれ自体が利息に関する問題である中間利息の控除においても、民法がその 404 条に定める年 5%の

法定利率を採用する以上、その法定利率による控除方式としては特段の事情がない限り、民法 405 条が定める原則である単利に相当する方式、すなわちホフマン方式を採用するのが、民法の定めるところにより合致しているものと解される。

(2) 札幌高裁平成 20 年 4 月 18 日

現行法は、将来の請求権を現在価格に換算するに際し、法的安定及び統一的处理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法 88 条 2 項、破産法 99 条 1 項 2 号、民事再生法 87 条 1 項 1 号、2 号、会社更生法 136 条 1 項 1 号、2 号等はいずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価格に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当り被害者の将来の逸失利益を現在価格に換算するについても、法的安定性及び統一的处理が必要とされるのであるから、民法は民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。

そして、民事執行法等における中間利息の控除に当っては、複利方式であるライブニツ方式ではなく、民法が前提とする単利計算(民法 405 条)を用いたホフマン方式による行われているのであるから、法的安定及び統一的处理の見地からすれば、損害賠償額のみ算定に当り、被害者に将来の逸失利益を現在価格に換算するための方式は、ホフマン方式によらなければならないというべきである。

(3) 最高裁平成 22 年 3 月 6 日判決

(2)の判決理由中、ホフマン方式を採用したことについて上告受理申し立てをしたが、上告人の不法行為により死亡した被害者の逸失利益を現在価格に換算するための中間利息控除方式としてホフマン方式を採用したことは不合理なものと言えないとして上告を棄却した。

(私見→最高裁はどちらの方式も不合理でないとの見解であるが、より合理

的な方式を採用すべきことは当然であるから、訴訟でホフマン方式のほうに合理性があると主張・立証することになる)

5 ホフマン方式を認めた法律的根拠

(1) 民法が404条で法定利率を年5分として、利息の元本への組み入れ(重利)には一定の要件を課し(405条)、それ以外は単利としていることから中間利息控除方式においても利率を法定利率とする以上、単利つまりホフマン方式が民法の定めるところにより合致する。

(2) 民事執行法88条2項、破産法99条1項2号、民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号等はいずれも将来の請求権を法的安定及び統一的処理の見地から法定利率による中間利息の控除によって現在価格に換算することを規定している。そして、民事執行法等における中間利息の控除に当っては、複利方式であるライブニッツ方式ではなく、民法が前提とする単利計算(民法405条)を用いたホフマン方式による行われているのであるから、法的安定及び統一的処理の見地からすれば、損害賠償額の算定に当り、被害者に将来の逸失利益を現在価格に換算するための方式は、ホフマン方式によらなければならないというべきである。

6 現実面の検討

ライブニッツ方式は年5%の複利で、ホフマン方式は年5%の単利で運用することが前提となっている。

銀行金利は最も金利の高い大口定期(預入金額1千円以上)では過去にさかのぼると以下の通りとなっている。

預入金額1千円以上、預入期間3年のものでは1995年3月に年3%を下回り、1997年8月には年1%を下回り、現在では0.162%である。

預入金額 1 千円以上、預入期間 10 年のものでは 1996 年 3 月に年 3%を下回り、1997 年 9 月には年 2%を下回る状況がほぼ続き、現在は年 0.485%である。

国債を購入するとしても(個人向け国債、変動 10 年)、2003 年(平成 15 年)3 月発行の第 1 回債の基準金利は 2%を下回る状態が続いており、最新の 2010 年(平成 22 年) 4 月発行の第 30 回債は第 1 回目の利子は 1.33%とされており、やはり 2%を下回っている。

以上の通り、既に長期間低金利の状態が続いており、単利であれ複利であれ年 5%の金利で運用することは困難な状態となっているから、年 5%の金利を前提とするならば、ホフマン方式のほうが中間利息の控除がより少ないので現実に即している。

7 ホフマン方式に対する批判

(1) ホフマン方式の場合、就労可能年数が 36 年以上になると賠償額元本から生ずる年 5 分の利息額が年間の逸失利益額を超えてしまうという不合理がある。

→一時的に受け取った逸失利益を年利 5%で運用できるということが前提となった批判であるが年利 5%で運用することは不可能である。

(2) 若年者との関係で初任給ではなく全年齢平均賃金を基礎収入とすることからライブニッツ方式のほうが均衡とれている。

→以下の反論の通り。

① 中間利息の控除方式と基礎収入とは基本的に別の問題である。

② 若年者以外は基本的に実収入が基礎となり、基礎収入が初任給か全年齢平均賃金かの選択肢はないから、ライブニッツ方式を採用する理由と

はならない。なお、最高判平成 2 年 3 月 23 日は全年齢平均賃金とホフマン方式の組み合わせも不合理ではないとしている。

③ 基礎収入を初任給とした場合はホフマン方式、全年齢平均賃金とした場合はライブニッツ方式という必然的なつながりはない

(3) 1999 年の三庁提言以来、全国的にライブニッツ方式でほぼ統一されており、法的安定及び統一的処理に反する。

→最高判平成 17 年 6 月 14 日は「法的安定及び統一的処理のために民事法定利率により中間利息を控除する」としており、法的安定及び統一的処理が要請されているのは中間利息の控除する利率のみであり、ホフマン方式を採用することは不合理なものとは言えないとしており(最高判平成 22 年 3 月 2 日)、ホフマン方式を排斥する理由とはならない。

8 補足

(1) 三庁提言が行われたのは 1999 年であり、10 年以上が経過している。

当時は今後、金利が上昇するとの予測もできたが、これだけの期間低金利の状態が続いているから、当時とは事情が変化していると考えられる。三庁提言方式を変えるべき時期にきているのではないか。

(2) ライプ採用の判決(札幌高裁平成 18 年 3 月 23 日の根拠)はどのような理由付けをしているか。どのような反論が可能か。

① 一般に利殖は複利で行われる

→複利で行われるとしても、年利 5%複利ということは現実的でない。

(ホフマンは年利 5%の単利であるが、それでも年利 3%の複利の運用以上の利益が出る。それも現実的ではないが、両方式を比較すればホフマンが現実の金利に近い)

② 三庁共同提言方式により全国の下級裁判所では殆どライブニッツ式を採用しているから、事案ごとにまた、裁判官ごとに中間利息の控除

方式が区々に分かれることを防ぎ(a)、被害者相互間の公平の確保(b)、損害額の予測可能性による紛争予防を図る(c)という見地からするとホフマン方式は相当でない

a→c と同じ批判

b→被害者相互間の公平は法の理念ではない。不法行為法の理念は被害者と加害者間の損害の公平な分担であり、ライブニッツ方式は中間利息を控除しすぎているため、被害者に不利となっており、是正の必要がある

c→ライブニッツ方式、ホフマン方式が混在することにより、一時的に混乱は生ずるかも知れないが、三庁共同提言方式の発表前はそうであったし、個別、具体的な争訟を当事者の主張や証拠から判断するという司法に本質からやむを得ないことである。また、紛争予防ための枠組みの構築は基本的には立法権が担っているのだから、裁判所が紛争予防を目的として、損害の公平の分担という法の理念とかけ離れた解釈するのは司法権の逸脱である。

- ③ 民事執行法等の規定は「逸失利益のように資本(収入)の獲得が数十年、あるいは資本の獲得が数年、十数年先から開始されるという債権は通常では想定できないので、そうした債権を除外している」(a)、「複利の算定が合理的であるとされながら、複利計算の煩雑さを回避するために単利方式が採用されているに過ぎない」(b)

a→民事執行法等の債権も逸失利益も将来の債権が現在支払われる場合、支払い過ぎの分を差し引くという観点から中間利息を控除するのであり、趣旨は同じである。従って、中間控除方式を別異とする理由はない。また、逸失利益を複利で、民事執行法等の債権を単利で中間控除するというならば、積極的根拠が必要であるが、そのような根拠は存在しない。

b→複利計算はパソコンで容易にできるし、赤本にも現価表が記載され

ている。

- ④ 遅延損害金が単利で付加されるにしても、遅滞による運用機会をもつことのできなかつた損害賠償金に対し、遅延損害金を付加することと被害者側が運用機会を持つことから中間利息を控除して逸失利益の現在価格を算定することとはその趣旨が異なるのであるから逸失利益の現在価格をホフマン方式で算定すべき根拠とすることはできない。

→遅延損害金が付される理由は「損害賠償金(逸失利益)は、運用していたならば得られた筈の運用益が得られなかつた損害」が発生したからであり、中間利息が控除されるのは「損害賠償金(逸失利益)を運用することによって得られる運用益」を控除する必要があるからであつて、結局、趣旨が異なると言つても、運用益が「得られなかつたか」「得られるか」の違いに過ぎず、運用益自体の算定方式を異にする理由がない。